



市では、家庭などから出る清涼飲料水・しょう油・酒類・乳飲料用などのペット識別表示マークが付いているペットボトルを分別回収することにより、ごみの減量とリサイクルを推進していますが、プラスチック製容器包装のボトルが混ざっているケースが目立っています。ペットボトルとプラスチック製容器包装の見分け方は次のとおりですので、参考のうえ、正しい分別を心掛けてください。



《間違いやすい例》

左記のような場合は、ペットボトルではなく、「**プラスチック製容器包装**」として回収しています。

PETと記載されていますが、プラスチック製容器包装の表示があるので、ペットボトルとして出さないでください。

【税務署からのお知らせ】

よくある税の質問にお答えする手段として、皆さんにご利用いただいている「タックスアンサー」のうち、「電話音声・ファクシミリ」サービスは、平成21年11月30日をもって終了させていただきます。

なお、「インターネット(携帯電話サイトを含む)」のタックスアンサーは、引き続き充実に努めてまいりますので、お気軽にご利用願います。(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> からのご利用が便利です。)

また、税に関する一般的な相談は、お近くの税務署にお電話いただき、音声案内に従い「1番」を選択すれば、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

○税に関する一般的な相談
松山税務署 ☎941-9121

平成21年分年末調整説明会の開催

【平成21年分年末調整の留意事項】

本年は、年末調整における源泉徴収税額の計算方法など、基本的な事項に関する改正はありません。

開催日	開催時間	会場
11/17(火)	14:00~ 16:00	東温市役所大会議室
11/18(水)		砥部町中央公民館
11/19(木)		松前町総合文化センター
11/20(金)		久万高原町産業文化会館
11/26(木)	10:00~ 12:00	松山市総合コミュニティセンターカメラホール
11/27(金)		

※説明会は、ご都合の良い会場にご来場いただけます。
※当日は、混雑が予想されますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

◎国税庁ホームページのご利用を!

国税に関すること、申告手続き、路線価図などの情報を掲載しています。(<http://www.nta.go.jp/>)

民生児童委員及び人権擁護委員の変更について

福祉課（内線527）

10月1日付けで、次の方が民生児童委員及び人権擁護委員となりましたので、お知らせします。

〔伊予市民生児童委員〕

■氏名 大塚 正さん(上三谷)
■担当地区 上三谷(旗屋、平松)

■委嘱日 10月1日

〔人権擁護委員〕

■氏名 吉澤 三千久さん(再任)
矢野 鎮男さん(新任)
■委嘱日 10月1日

ご利用ください「勤労者住宅資金融資制度」

産業経済課（内線573）

市と労働金庫が提携し、市内の勤労者の皆さんに、住宅資金融資制度を設けています。お気軽にご利用ください。

■対象者

- 市内に居住又は居住しようとする満20歳以上60歳未満の勤労者
- 同居(予定も可)家族がいる方
- 市税を完納し、前年の給与所得が150万円以上、1千万円未満で、同一事務所に原則1年以上勤務し、返済能力のある方

■利用目的

新築、増改築、分譲住宅、中古

住宅の購入など。

※面積などの規定があります。

■融資金額 2千万円以内

■返済期間 35年以内

■金利

- 固定金利(10年以内) 2・80%
- 固定金利(10年超) 3・34%
- 変動金利2・0%

※固定金利選択型もあります。

《平成21年10月現在》

■問い合わせ

四国労働金庫愛媛支店(☎948-1112)又は松山インセンタ―(☎948-1120)、産業経済課。

ホフ ステッフ 消費者力

暮らしの中は契約でいっぱい！パート②

先月号のクイズの答えですが、**すべて契約**にあたります。コンビニでおにぎりを買った際など、契約書はないものの、おにぎりの対価として金銭を支払っています。**口頭であっても、印鑑を押していなくても契約は成立します。**

では、なぜ契約書が必要なのでしょうか？

- 合意の内容を確認
- 相手の名前(事業者名)や連絡先等を把握
- 約束を守ってもらうための切り札

契約内容を記載した契約書に署名すると、その内容をよく読んでいなかったとしても、原則として記載内容を承諾したものと推定されます。**契約書はよく読んでから署名することが大切です。**

消費生活に関する相談や問い合わせは、

産業経済課 消費者相談窓口

☎982-1111(内線573)

伊予市ファミリー・サポート・センター

「マミ♡サポ」講習会のお知らせ

■まずは会員登録

- ・おねがい会員(依頼会員)…センターで登録
- ・まかせて会員(提供会員)…講習を受講後に登録
- ・どっちも会員(依頼・提供会員)…講習を受講後に登録

※入会申込書は、市内の公共施設に置いてあります。

■講習会日時

	日時	内容
11/10 (火)	8:30~ 9:30	ファミリー・サポート・センターの役割と期待するもの
	9:40~ 10:40	子どもの食育について
	10:50~ 11:50	子育て支援者の役割について
	13:30~ 15:40	乳幼児に起こりやすい事故と応急処置

■場所 伊予市中央公民館多目的室・第1会議室

■問い合わせ

伊予市ファミリー・サポート・センター「マミ♡サポ」事務局(子育て支援センター内、☎982-0406)

＝11月の市税納期＝

今月の市税の納期は次のとおりです。
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
固定資産税 (第3期)	11月30日(月)	11月27日(金)
国保税 (第5期)		

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

伊予市平和祈念式典

市では、戦没者・殉職者などを追悼し、恒久の平和を祈念するため、『伊予市平和祈念式典』を次のとおり開催します。

皆さんお誘い合わせのうえ、ご参列ください。

■日時 11月13日(金)、10時～

■場所 伊予市市民会館大ホール

■問い合わせ 福祉課(内線526)

11月1日～30日

平成21年度 児童虐待防止推進月間

『守ろうよ

未来を見つめる

小さなひとみ』

2010年 世界農林業センサス



平成22年2月1日実施

農林業のこと
農山村のこと

これからのために調べます

現在、乳幼児・母子家庭・重度心身障害者医療費受給資格証をお持ちの方で、社会保険事務所の保険証から全国健康保険協会の保険証に変わった方や、職場が変わり保険証が変わった方は、保険証変更届の手続きが必要になります。

■手続きに必要なもの
・保険証

・医療受給者証
・印鑑
■受付場所
健康保険課、又は、中山・双海地域事務所総合窓口課。

乳幼児・母子家庭・重度心身障害者医療受給者の方へ
保険証が変わった方は、変更届の手続きを！

健康保険課(内線524)

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く。)は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事業者		電話
11	1(日)	(有)港南設備	稲 荷	982-4487
	3(火)	K・シマダ	下吾川	983-6553
	7(土)	(有)協和設備工業	上吾川	983-4185
	8(日)	(有)栄電機設備	中山	967-1318
	14(土)	(株)伊予設備	米 湊	983-4613
	15(日)	岩井水道工業所	大 平	983-3066
	21(土)	藤岡工業(株)	上 灘	986-0350
	22(日)	(有)二宮水道工業	下吾川	983-2819
	23(月)	未来設備	尾 崎	983-5282
	28(土)	功栄設備	中 村	982-5888
12	29(日)	(有)升田金物店	出 瀬	967-0067
	5(土)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川	983-0398
	6(日)	西岡建材(株)	下吾川	983-1598

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

**保険料の納め忘れはありませんか？
社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行について**

健康保険課(内線547)

平成21年中に納付した国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が「社会保険料控除」の対象となっており、課税対象所得から控除されます。

控除を受ける際には、保険料の納付を証明する書類(証明書又は領収書)が必要となります。

このため、社会保険庁では、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を11月上旬又は翌年2月に送付しています。

○証明書を11月に送付する方

1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方。

○証明書を翌年2月に送付する方
10月1日～12月31日に、その年はじめて国民年金保険料を納付した方。

※国民年金保険料の納め忘れ等により、納付が遅れると、証明額等に記載されない場合があります。

この場合は、領収証書により、控除額を自己申告する必要がありますので、保険料の領収証書は大切に保管してください。

控除証明書専用ダイヤル
☎05701070117

○受付時間

(月～金曜日) 8時30分～17時15分
(第2土曜日) 9時30分～16時

※IP電話の方は、☎03167001130。

年金相談の時間延長と休日相談

社会保険庁では、平日や昼間に相談できない方のために、年金相談時間の延長と休日の年金相談を行っています。

○年金相談の時間延長

毎週月曜日の19時まで

※月曜日が祝日の場合は、火曜日又は直後の開庁日となります。

○年金相談の休日開庁

毎月第2土曜日、9時30分～16時

年金相談の時間予約ができます

社会保険庁では、年金相談の待ち時間を解消するため、時間予約による年金相談を受け付けています。相談希望日の前日まで、松山西社会保険事務所(☎92515175)へお申し込みください。



**あなたの家の
消火器は
大丈夫？**

古くなった消火器による人身事故が次々に発生しています。老朽化した消火器は大変危険です。すみやかに点検して、次の点に注意しましょう。

- 風や雨にあたる場所・湿った場所には置かない。
- 腐食が進んでいるものは、絶対に使用しない。
- 自分で分解したりしない。
- いらなくなった消火器は、専門の事業者へ廃棄処理(有料)を依頼してください。

※詳しくは、消火器の販売店、製造メーカーにお問い合わせください。なお、消防署では、消火器の回収・処分は行っていません。

= 市内の交通事故状況 =

(9月末日現在)

	9月	累計	前年比
発生	15件	154件	+ 29件
死者	0人	1人	- 4人
傷者	23人	203人	+ 46人

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(9月末日現在)

	9月	累計	前年比
侵入盗	1件	51件	- 36件
自動車盗	0件	4件	- 2件
オートバイ盗	3件	16件	- 7件
自転車盗	4件	39件	- 28件
車上ねらい	3件	34件	- 11件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
『消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子』

伊予消防署 ☎ 982-10657



(平成21年度全国統一防火標語)

11月9日(月)〜15日(日)

秋季全国火災予防運動

今年も火災の発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図ることを目的に、秋の火災予防運動が、全国一斉に実施されます。

伊予消防署、中山・双海出張所、伊予市消防団では、この期間中に「火災防ぎよ訓練」、「防火訪問」など、防火に関する各種行事を予定しています。

火災予防運動週間中の主な行事

○車両による防火広報

消防団員が地元地域で防火広報を実施します。

○火災防ぎよ訓練

・日時 11月15日(日)、8時〜

・場所 中山町泉町地区

※当日、中山地区周辺では、消防自動車等がサイレンを鳴らし緊急走行します。火災と間違えないようご注意ください。

○一般家庭防火訪問(市内全域)

消防団員が一般家庭を訪問し、防火診断を行いますので、ご協力をお願いします。

○一人暮らしの高齢者宅防火訪問

・対象地区 本庁地区、中山地区、双海町上灘地区

高齢者家庭相談員と消防職員が、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火診断を行いますので、ご協力をお願いします。

○防火教室

地域、事業所、各種団体を対象に消火訓練や防火ビデオの上映、防火講話などを行います。

○サイレンの吹鳴

11月9日(月)午前7時に、秋季全国火災予防運動の開始をお知らせするサイレンを鳴らします。火災と間違えないようご注意ください。



『どうして消防車と救急車が同じ消防署にあるの?』

火を消すことを専門としている消防署に救急車があるのは、ちよつと不思議に思えるかもしれませんが、

そもそも救急車は、昭和初期に日本赤十字社で初めて登場し、その2年後に警察部で運用されるようになりました。そして、救急業務が昭和23年に警察部から市町村(消防署)へ移されたことから、救急車が消防署で運用されるようになったのです。

今では、消防車に乗る人も救急車に乗る人も業務内容は全く違いますが、どちらの車も乗れるように訓練や研修を行っています。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(9月末日現在)

種別	9月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	2	0	0	9	2	2
	2			13		
				2		
救急出場 件数	89	22	24	985	151	187
	135			1,323		
				187		

☎ 火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959

